

令和5年

第3回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和5年2月24日（金）  
開会 14時00分 閉会 14時34分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

## 【議事等】

### 1 協 議

(1) 市町村立学校長の人事について

### 2 報 告

(1) 条例の提案に対する意見の申出について

・福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

・福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(2) 教育費予算に対する意見の申出について（令和5年度当初予算、令和4年度2月補正予算（16か月予算））

### 3 議 事

第1号議案 市町村立学校長の人事について

第2号議案 市町村立学校長の人事について

## 【内 容】

### 1 出席者

教育長：吉田法稔

委 員：前田恵理、木下比奈子、堤康博、松浦賢長

### 2 欠席者

久保竜二

### 3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育監 深瀬信也、教育総務部長 松永一雄、

教育振興部長 田中直喜、総務企画課長 井手優二、財務課長 坂田茂樹、

教職員課長 日高吉三郎、文化財保護課長 明永好弘、社会教育課長 市村智子 外

### 4 傍聴者等数

1名

### 5 議事録

#### 【吉田教育長】

本日は所用により、久保委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、ただ今から第3回教育委員会会議臨時会を開催いたします。

傍聴人に申し上げます。受付で配布された傍聴人の留意事項を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

本日の案件は、お手許に配布している資料のとおりです。

それでは審議前に、非公开发議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 木下委員が挙手 >

【木下委員】

はい。協議（１）、第１号議案及び第２号議案は人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【吉田教育長】

木下委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員が挙手 >

【吉田教育長】

賛成５名で出席者の３分の２以上の同意がありました。よって、協議（１）、第１号議案及び第２号議案は、非公開といたします。この他に非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようですので、以上で、非公开发議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて報告（１）、（２）を審議した後に、非公開にて第１号議案、第２号議案、協議（１）を審議することといたします。

それでは、報告（１）「条例の提案に対する意見の申出について」の１番目「福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」について、日高教職員課長をお願いします。

**○報告（１）－１ 福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例**

【日高教職員課長】

2月議会に提案されました「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」の制定につきまして御報告を行うとともに、御承認をお願いするものでございます。

<日高教職員課長が資料に沿って説明>

【日高教職員課長】

説明は以上でございます。御承認のほどよろしくお願いたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本報告について、御意見や御質問等ございましたらお願いたします。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告については、承認いたします。

続きまして、報告（1）の2番目「福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例」について、市村社会教育課長お願いたします。

## ○報告（1）－2 福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

【市村社会教育課長】

令和5年2月定例県議会に提案されました「福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案」に対する意見の申出について、御説明いたします。

<市村社会教育課長が資料に沿って説明>

【市村社会教育課長】

説明は以上でございます。今回の条例案に対する同意について、御承認のほどよろしくお願いたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本案件について、御意見、御質問等ございましたらお願いたします。

**【堤委員】**

内容についての質問ではありませんが、このような条番号にずれが生じるような場合についても、教育委員会に諮る必要があるのでしょうか。

**【井手総務企画課長】**

例えば、教育委員会規則で定められている内容は、全て教育委員会の議決をもって改正することとなっております。今回のような軽微な改正であっても、条例の改正である以上は、議会の議決を要するというのがルールです。

**【吉田教育長】**

他にございませんか。

< な し >

**【吉田教育長】**

特にないようですので、本報告については、承認いたします。

続いて、報告（２）「教育費予算に対する意見の申出について（令和５年度当初予算、令和４年度２月補正予算（１６か月予算）」について、坂田財務課長お願いします。

**○報告（２） 教育費予算に対する意見の申出について（令和５年度当初予算、令和４年度２月補正予算（１６か月予算）**

**【坂田財務課長】**

教育費予算に対する意見の申出について、御報告を行うとともに、御承認をお願いするものでございます。

< 坂田財務課長が資料に沿って説明 >

**【坂田財務課長】**

説明は以上でございます。御承認のほどよろしくお願ひいたします。

**【吉田教育長】**

説明は終わりました。御意見、御質問等ございましたらお願ひいたします。

< な し >

**【吉田教育長】**

特にないようですので、本報告については、承認いたします。

傍聴人に申し上げます。この後、非公開審議となりますので、傍聴人は、御退席いただきますようお願いいたします。

<以後、非公開審議となった>

( 1 4 : 1 2 )

**○第1号議案 市町村立学校長の人事について**

市町村立学校長の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

**○第2号議案 市町村立学校長の人事について**

市町村立学校長の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

**○協議(1) 市町村立学校長の人事について**

市町村立学校長の人事について、協議を行った。

( 1 4 : 3 4 )